

自立相談支援機関及び総合支援資金の特例貸付の 延長に関する Q&A

Q. 沖縄県内の自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの市町村にあります。(町村は、沖縄県が設置しており、本島内4か所にあります)お住まいの地域の窓口は、「沖縄県内の自立相談支援機関 相談窓口一覧」をご確認下さい。こちらでもご確認できます。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何か必要ですか？

A. 相談支援の申込票を記載いただきますが、そのほかに、特段ご用意いただくかなければならない書類はありません。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。
自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、支援が必要と判断される場合に、支援の決定を行います。生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 市区町村社会福祉協議会への延長申し込みには何か必要ですか？

A. 延長申請書、借用書(延長貸付分にかかる借用書)をご用意ください。

Q. 特例貸付の延長申し込みはいつまで出来ますか？

A. 令和2年9月末までとなります。